



# POLICE Information

**不法滞在・不法就労防止にご協力を！～不法就労・不法滞在防止のための活動強化月間(6月)～**

政府においては、毎年6月を外国人労働者の問題啓発月間に設定し、外国人労働者問題に関する正しい理解と協力を促進するため、啓発活動などをおこなうこととしています。これを踏まえ、警察においても関係機関と連携し、不法就労・不法滞在防止のための諸活動を推進していきます。

## ■不法就労とは

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

- ①不法滞在者や被退去強制者が働く場合
  - ・在留期限の切れた人や密入国者が働く
  - ・退去強制されることが既に決まっている人が働く
- ②出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働く場合
  - ・観光などの短期滞在目的で入国した人が働く
  - ・留学生や難民認定申請中の人々が許可を受けずに働く
- ③出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース
  - ・料理人や語学教師として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
  - ・留学生が許可された時間数を超えて働く

## ■事業者が不法就労させるなどした場合

働くことが認められていない外国人を雇用したり、不法就労をあっせんした人は「不法就労助長罪」3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられます。

※雇用した外国人が不法就労者であると知らなかったとしても、雇用しようとする際に在留カードを確認していないなどの過失がある場合、処罰を免れません。

## ■協力依頼先と依頼内容

- 外国人雇用企業・団体などの皆さんへ  
不法就労防止措置(就労資格の確認等)の徹底をお願いします。
- 研修生、技能実習生の受入企業、管理団体および留学生の受入学校などの皆さんへ  
日常生活指導のほか、研修、技能実習および留学などの終了後に確実な帰国の確保ができるよう責任ある受入をお願いします。

※外国人を雇用する際には必ず在留カードを確認してください!!

※適法に滞在されている外国人に対する誹謗中傷は堅くお断りします



## 新規会員募集中!

多世代にわたり生涯学習やスポーツ振興を目的とした地域住民交流の場

# 「ひとつづくり むらづくり 生きがいづくり」

**スポーツ系プログラム**  
サッカー、野球、陸上、ヨガ、登山、ウォーキングほか

**文化系プログラム**  
裁縫、油絵、器楽、書道ほか

**特別プログラム**  
パソコン、よろずやほか



「放課後きらめきクラブ」も参加者募集中!

小学校放課後活動: スポーツ & 文化活動体験型

クラブのサポートして下さる 賛助会員も募集中!

NPO法人クラブ南阿蘇

お問い合わせ

TEL 0967-67-0182

https://clubminamiaso.org

ホームページ

